

## 泉南市企業立地促進条例

### (目的)

第 1 条 この条例は、本市の経済の活性化及び市民生活の向上に資するため、企業の立地を行う事業者に対し奨励措置を講じることにより、産業振興及び新たな雇用の創出を図り、もって市民生活の安定及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 営利を目的とする事業をいう。
- (2) 事業者 事業を実施している法人又は個人をいう。
- (3) 事業所 事業者が自己の事業の用に直接供する事務所、工場その他の施設をいう。
- (4) 土地 市内において自己の事業の用に直接供する土地（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 2 号に規定する土地をいう。）をいう。
- (5) 家屋 市内において自己の事業の用に直接供する家屋（地方税法第 341 条第 3 号に規定する家屋をいう。）をいう。ただし、規則で定める家屋を除く。
- (6) 取得 事業者が不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）その他の登記に関する法律の定めるところに従い登記を行い、市内に土地又は家屋を取得することをいう。
- (7) 賃借 事業者が土地を賃借することをいう。
- (8) 新設 新たに市内に家屋を取得し事業所を設置することをいう。
- (9) 建て替え 市内に事業所を有する事業者が、当該事業所の全部又は一部を滅失させ、新たに家屋を取得することをいう。
- (10) 増設 市内に事業所を有する事業者が、家屋の取得により当該事業所を拡張することをいう。
- (11) 市民 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (12) 土地所有者 事業所を新設、建て替え又は増設する事業者に対して、自己の所有する土地を賃貸する者をいう。
- (13) 新規正規従業員 事業所の新設又は増設に伴い、新たに雇用された正規従業員（期間に定めがない労働契約により雇用された従業員のうち、事業所の所定労働時間を通じて常勤する者をいう。）であって、市内に住所を有する者をいう。

### (対象事業者)

第 3 条 この条例の規定による奨励及び助成措置の対象となる事業者は、本市の区域内に、面積が 1,000 平方メートル以上の土地を取得又は賃借し、かつ、延床面積が 1,000 平方メートル以上の家屋を新設、建て替え又は増設し取得する事業者であって、操

業を開始した日（以下「操業開始日」という。）から規則で定めるいずれかの事業を行う者（以下「対象事業者」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者に該当すると認められる事業者は、対象事業者としない。

（指定事業者）

第4条 対象事業者は、第6条の奨励及び助成措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に対し申請を行い、その指定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第6条の奨励及び助成措置を受けることができる者（以下「指定事業者」という。）として指定するものとする。

- 3 市長は、指定事業者の指定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（指定事業者の役割及び責務）

第5条 指定事業者は、市内における産業の振興その他の本市の経済の活性化を図る取組に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定事業者は、操業を開始後7年以上操業しなければならない。

- 3 指定事業者は、奨励及び助成措置を受けた事業所（以下「対象事業所」という。）において新たに従業員を雇用するときは、市内に住所を有する者を優先して雇用するよう努めなければならない。

- 4 指定事業者は、良好な環境を損なうことのないよう常に配慮するとともに、騒音、公害等の防止等について、法令で定める適正な措置を講じなければならない。

- 5 指定事業者は、市民の理解と協力を得て、本市の特性を活かしつつ、地域社会、市民生活、環境との調和を図りながら事業を運営しなければならない。

（奨励及び助成措置）

第6条 市長は、次の各号に掲げる指定事業者及び土地所有者に対し、当該各号に定める奨励金及び助成金（以下「奨励金等」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、それぞれの奨励金等の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 指定事業者 次条に規定する立地促進奨励金、第8条に規定する雇用促進奨励金及び第9条に規定する水道料金又は下水道使用料助成金

- (2) 土地所有者 第10条に規定する土地活用促進奨励金

（立地促進奨励金）

第7条 市長は、指定事業者が取得した土地及び家屋に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を立地促進奨励金として交付するものとする。ただし、その額が500万円を超えるときは、500万円とする。

（雇用促進奨励金）

第8条 市長は、指定事業者が事業の操業開始日から2年を経過した日において、1年以上継続して市民を新規正規従業員として雇用している場合、新規正規従業員1人につき

10万円を雇用促進奨励金として1回に限り交付するものとする。ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円とする。

(水道料金又は下水道使用料助成金)

第9条 市長は、指定事業者が事業の操業開始日から2年を経過した日において、指定事業者が納付した水道料金又は下水道使用料について、水道料金又は下水道使用料のいずれかに10分の1を乗じて得た額を水道料金又は下水道使用料助成金として1回に限り交付するものとする。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。

(土地活用促進奨励金)

第10条 市長は、指定事業者が事業所を新設、建て替え又は増設する場合において、指定事業者が新たに土地を賃借することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が賃借する以前に比して2倍以上となるときは、当該土地所有者に対し、土地に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を土地活用促進奨励金として交付するものとする。ただし、その額が500万円を超えるときは、500万円とする。

(奨励金等の交付対象期間等)

第11条 立地促進奨励金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、操業開始日以後、固定資産税及び都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して5年度の間とする。

2 雇用促進奨励金及び水道料金又は下水道使用料助成金の交付の対象となる時点は、操業開始日から2年を経過した日（以下「基準日」という。）とする。

3 土地活用促進奨励金の交付対象期間は、操業開始日以後、固定資産税及び都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して2年度の間とする。

(交付申請)

第12条 指定事業者は、立地促進奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の算出の根拠となる固定資産税及び都市計画税が課される年度ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 雇用促進奨励金及び水道料金又は下水道使用料助成金の交付を受けようとする指定事業者は、基準日以後、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 土地活用促進奨励金を受けようとする土地所有者は、当該奨励金の算出の根拠となる固定資産税及び都市計画税が課される年度ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(奨励金等の交付決定)

第13条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、奨励金等を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、奨励金等を交付するものとする。

2 市長は、奨励金等の交付を決定する場合において、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により奨励金等の交付を決定したときは、その決定の内容（前項の規定により条件を付した場合にあっては、その決定の内容及び条件）を申請者に対

し通知するものとする。

(交付決定を受けた指定事業者の義務)

第14条 前条の規定により奨励金等の交付決定を受けた指定事業者は、次条に規定する市長の承認を得た場合を除き、指定事業者として指定を受けた当初の業種を変更し、又は当該交付決定に係る土地及び家屋について他の用途への利用等を行ってはならない。

(申請内容の変更等)

第15条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に申請を行い、その承認を得なければならない。

- (1) 第4条第2項の規定により申請を行った内容に変更が生じたとき。
- (2) 第11条第1項に規定する奨励金の交付対象期間内に対象事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請を承認するかどうかを決定し、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(届出)

第16条 指定事業者は、対象事業所において操業を開始したときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定又は交付決定の取消し)

第17条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定事業者の指定又は当該指定事業者に対して行った奨励金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第15条に規定する市長の承認を得た場合を除くほか、交付対象期間内に対象事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 対象事業所において第3条第1項に規定する規則で定める事業のいずれも行わなくなったとき。
- (3) 第3条第2項に該当すると認めるとき。
- (4) 第4条第3項若しくは第13条第2項の規定により付された条件又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 第5条に規定する指定事業者の役割及び責務を著しく欠くと市長が認めるとき。
- (6) 市税を滞納したとき。
- (7) 偽りその他不正な手段により指定事業者の指定を受け、又は奨励金等の交付決定若しくは交付を受けたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金等を交付することがこの条例の目的に反するものであると認めるとき。

(奨励金等の返還)

第18条 市長は、前条の規定により奨励金等の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に指定事業者に対し奨励金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(地位の承継)

第19条 相続、譲渡、合併、分割等により指定事業者の事業を承継した者は、当該指定に係る土地及び事業所において、指定事業所と同様の事業を継続する場合に限り、市長の承認を受けて、当該指定事業者の地位を承継することができる。

(報告の聴取等)

第20条 市長は、指定事業者、土地所有者に対し、この条例に基づく奨励及び助成措置を適正かつ円滑に実施する上で必要と認められる限度において、報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく報告又は調査により、是正の必要があると認められるときは、指定事業者、土地所有者に対し、必要な措置を講じるよう命じることができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(泉南市企業誘致促進条例の廃止)

2 泉南市企業誘致促進条例(平成11年泉南市条例第11号)は、廃止する。

(泉南市企業誘致促進条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に、前項の規定による廃止前の泉南市企業誘致促進条例の規定に基づき奨励金の交付決定を受けている企業に係る奨励措置については、なお従前の例による。